



愛媛県報

発行 愛媛県

平成27年 8月21日金曜日 第2700号

◇ 目 次 ◇ 規 則

歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則.....	(医療対策課) ...	801
告 示		
寄附金の収納事務の委託.....	(総務管理課) ...	802
知事指定薬物の指定.....	(薬務衛生課) ...	802
大規模小売店舗の新設の届出の概要等.....	(経営支援課) ...	803
大規模小売店舗の変更の届出の概要等(5件).....	(") ...	803
公有水面埋立免許.....	(港湾海岸課) ...	806
指定居宅サービス事業者の指定.....	(中予地方局地域福祉課) ...	807
指定介護予防サービス事業者の指定.....	(") ...	807
道路の供用開始(県道松山川内線)(2件).....	(中予地方局管理課) ...	807
開発行為に関する工事の完了(2件).....	(中予地方局建築指導課) ...	808
指定障害福祉サービス事業者の指定.....	(南予地方局地域福祉課) ...	808
建設業者の許可の取消し.....	(南予地方局管理課) ...	808
道路の区域変更(県道西谷吉田線).....	(") ...	809
道路の区域変更(県道長浜保内線).....	(南予地方局大洲土木事務所) ...	809
道路の供用開始(").....	(") ...	809

規 則

○愛媛県規則第39号

歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年 8月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則

歯科技工士法施行細則(昭和31年愛媛県規則第39号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(提出書類の経由機関)</p> <p>第1条 歯科技工士法(昭和30年法律第168号。以下「法」という。)、歯科技工士法施行令(昭和30年政令第228号 _____)及びこの規則により知事又は知事を經由して厚生労働大臣に提出する書類は、正副2通とし、住所を管轄する保健所長を經由しなければならない。</p> <p>(技工所開設の届出手続)</p> <p>第4条 法第21条第1項前段の規定による届出は、<u>様式第2号</u>によらなければならない。</p> <p>(届出事項の変更手続)</p> <p>第5条 法第21条第1項後段の規定による届出は、<u>様式第3号</u>によらなければならない。</p> <p>(休止、廃止、再開手続)</p>	<p>(提出書類の経由機関)</p> <p>第1条 歯科技工士法(昭和30年法律第168号。以下「法」という。)、歯科技工士法施行令(昭和30年政令第228号。以下「<u>令</u>」という。)、歯科技工士法施行規則(昭和30年厚生省令第23号。以下「<u>省令</u>」という。)及びこの規則により知事又は知事を經由して厚生労働大臣に提出する書類は、正副2通とし、住所を管轄する保健所長を經由しなければならない。</p> <p>(合格証明書交付願の手続)</p> <p>第4条 <u>省令第10条の規定による合格証明書の交付の出願は、様式第2号によらなければならない。</u></p> <p>(技工所開設の届出手続)</p> <p>第5条 法第21条第1項前段の規定による届出は、<u>様式第3号</u>によらなければならない。</p> <p>(届出事項の変更手続)</p> <p>第6条 法第21条第1項後段の規定による届出は、<u>様式第4号</u>によらなければならない。</p> <p>(休止、廃止、再開手続)</p>

第6条 法第21条第2項の規定による届出は、様式第4号によらなければならない。

(法定外広告許可申請手続)

第7条 法第26条第1項第4号の規定による広告事項の許可申請書は、様式第5号によらなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

- 様式第2号(第4条関係) 省略
様式第3号(第5条関係) 省略
様式第4号(第6条関係) 省略
様式第5号(第7条関係) 省略

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
2 歯科技工士法施行規則の一部を改正する省令(平成27年厚生労働省令第51号。以下「改正省令」という。)附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における改正省令による改正前の歯科技工士法施行規則(昭和30年厚生省令第23号)第10条の規定による合格証明書の交付の出願については、なお従前の例による。

告 示

○愛媛県告示第1045号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、寄附金の収納の事務を次のとおり委託した。

平成27年 8月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

Table with 3 columns: 受託者 (Name, Address), 委託した事務の範囲及び内容, 委託期間. Content includes Shizuoka Bank and dental business delegation details.

○愛媛県告示第1046号

愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例(平成26年愛媛県条例第53

第7条 法第21条第2項の規定による届出は、様式第5号によらなければならない。

(法定外広告許可申請手続)

第8条 法第26条第1項第4号の規定による広告事項の許可申請書は、様式第6号によらなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。(特例技工士名簿及び証明書)
2 省令附則第4項に規定する特例技工士の名簿については、第4条の規定を準用する。
3 省令附則第4項の規定による届出を受理したことの証明書は、様式第17号によるものとする。(特例技工所の開設等の届出)
4 法附則第6条後段の規定による届出事項に変更があつたときの届出については、第15条の規定を準用する。(特例技工士の諸手続)
5 第1条から第3条まで、第6条から第11条まで及び第13条から第18条までの規定は、特例技工士について準用する。

様式第2号(第4条関係)

歯科技工士国家試験合格証明書交付願書

年 月 日

愛媛県知事 様

住 所

氏 名

出願の理由(破り、汚し、又は失つた事実)

注 記名押印に代えて署名することができる。

- 様式第3号(第5条関係) 省略
様式第4号(第6条関係) 省略
様式第5号(第7条関係) 省略
様式第6号(第8条関係) 省略

号)第11条第1項の規定に基づき、次の薬物を知事指定薬物として指定する。

平成27年 8月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 薬物の名称

- (1) 1 (8 ブロモベンゾ [1 , 2 b : 4 , 5 b '] ジフラン 4 イル) プロパン 2 アミン及びその塩類
- (2) 1 ベンチル N (2 フェニルプロパン 2 イル) 1 H インダゾール 3 カルボキサミド及びその塩類
- (3) 1 (5 フルオロベンチル) N (2 フェニルプロパン 2 イル) 1 H インダゾール 3 カルボキサミド及びその塩類
- (4) 1 ベンチル N (2 フェニルプロパン 2 イル) 1 H インドール 3 カルボキサミド及びその塩類
- (5) 1 (5 フルオロベンチル) N (2 フェニルプロパン 2 イル) 1 H インドール 3 カルボキサミド及びその塩類
- (6) 前各号に掲げる物を含有する物。

2 指定の理由

条例第 2 条第 7 号の薬物のうち、県の区域内において濫用されるおそれがあると認めるため。

3 効力発生の日

平成27年 8月22日

○愛媛県告示第1047号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第 5 条第 2 項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から 4 週間縦覧に供する。

平成27年 8月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ドラッグコスモス今治西店
今治市阿方字畑井田甲503番 1 外
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社コスモス薬品
福岡市博多区博多駅東二丁目10番 1 号
代表取締役 宇野 正晃
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社コスモス薬品
福岡市博多区博多駅東二丁目10番 1 号

代表取締役 宇野 正晃

- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
平成28年 4月 6日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,546.67平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
ア 駐車場の収容台数
53台
イ 駐輪場の収容台数
18台
ウ 荷さばき施設の面積
27平方メートル
エ 廃棄物等の保管施設の容量
9立方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後10時
イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前 9 時30分から午後10時30分まで
ウ 駐車場の自動車の出入口の数
2箇所
エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前 6 時から午後10時まで

2 届出年月日

平成27年 8月 5日

3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から 4 月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から 1 週間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1048号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から 4 週間縦覧に供する。

平成27年 8月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
フレスポ今治店	今治市衣干町四丁目61番1号 外15筆	大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社しまむらほか2者	株式会社しまむらほか1者	平成21年8月21日ほか	平成27年7月29日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1049号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに西条市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成27年 8月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
マルナカ東予店	西条市周布190番外	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社キタムラ 代表取締役 北村 正志	株式会社キタムラ 代表取締役 浜田 宏幸	平成22年 1月1日	平成27年 8月11日
			株式会社タカラブネ 京都府久世郡久御山 町大字佐山字双葉37 番地の1 代表取締役 新開 純也	株式会社スイートガ ーデン 兵庫県神戸市西区高 塚台5丁目4番地1 代表取締役 富川 俊昭	平成15年 7月1日	
			パン工房つきはら 代表取締役 月原 幸	有限会社月原ベーカ リー 代表取締役 月原 貞彦	平成25年 1月10日	
			株式会社宮脇書店 代表取締役 宮脇 富子	株式会社宮脇書店 代表取締役 宮脇 範次	平成24年 11月12日	

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに西条市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1050号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産

業経済部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から 4 月間縦覧に供する。

平成27年 8 月 21 日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する年月日	届 出 日
フレスポ今治店	今治市衣干町四丁目 61番 1 号 外15筆	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	午前10時から午後9時まで	午前9時から午後10時まで	平成27年 3月12日 ほか	平成27年 7月29日
		来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前9時30分から午後9時30分まで	午前8時30分から午後10時30分まで		
		駐車場の自動車の出入口の数及び位置	5箇所	6箇所		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から 4 月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から 1 月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1051号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに西条市役所において告示の日から 4 月間縦覧に供する。

平成27年 8 月 21 日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する年月日	届 出 日
マルナカ東予店	西条市周布190番 外	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	午前9時	午前7時	平成27年 8月12日	平成27年 8月11日
		来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前8時40分から午後11時20分まで	午前6時40分から午後11時20分まで		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から 4 月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに西条市役所において告示の日から 1 月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1052号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において

準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成27年 8月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する年月日	届 出 年月日
マルナカ土居田店	松山市空港通1丁目21-1 外	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	午前9時	午前7時	平成27年8月12日	平成27年8月11日
		来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前8時40分から午前0時20分まで	午前6時40分から午前0時20分まで		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1053号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のように埋立てを免許した。

平成27年 8月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 埋立ての免許を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

上島町

愛媛県越智郡上島町弓削下弓削210

代表者 上島町長 上村 俊之

愛媛県越智郡上島町弓削下弓削185

2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

愛媛県越智郡上島町弓削佐島608番3の地先公有水面

イ 区域

次の1点から37点までを順次直線で結んだ線並びに37点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（C・D・L・+3.93（T・P・1.92）メートル）の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点（越智郡上島町弓削佐島608番3地先の防波堤に設置された金属釘）は、北緯34度15分07秒、東経133度11分07秒の地点

1点は、基点から真北172度29分18秒12.66メートルの地点

2点は、1点から真北53度17分23秒2.77メートルの地点

3点は、2点から真北54度12分41秒1.13メートルの地点

4点は、3点から真北57度00分48秒1.25メートルの地点

5点は、4点から真北336度15分00秒1.40メートルの地点

6点は、5点から真北60度16分50秒0.87メートルの地点

7点は、6点から真北150度16分50秒1.36メートルの地点

8点は、7点から真北59度33分34秒0.81メートルの地点

9点は、8点から真北61度51分05秒1.52メートルの地点

10点は、9点から真北63度53分18秒1.51メートルの地点

11点は、10点から真北65度40分15秒1.49メートルの地点

12点は、11点から真北67度11分56秒1.48メートルの地点

13点は、12点から真北68度28分20秒1.47メートルの地点

14点は、13点から真北69度29分26秒1.45メートルの地点

15点は、14点から真北70度15分16秒1.44メートルの地点

16点は、15点から真北70度45分51秒1.42メートルの地点

17点は、16点から真北71度01分07秒1.41メートルの地点

18点は、17点から真北70度54分08秒1.54メートルの地点

19点は、18点から真北70度13分28秒5.00メートルの地点

20点は、19点から真北69度11分21秒5.00メートルの地点

21点は、20点から真北69度09分15秒5.00メートルの地点

22点は、21点から真北67度07分08秒5.00メートルの地点

23点は、22点から真北66度05分01秒5.00メートルの地点

24点は、23点から真北65度02分55秒5.00メートルの地点

25点は、24点から真北64度00分48秒5.00メートルの地点

26点は、25点から真北62度58分41秒5.00メートルの地点

27点は、26点から真北62度27分38秒46.49メートルの地点

28点は、27点から真北332度27分38秒4.75メートルの地点

29点は、28点から真北62度27分38秒2.00メートルの地点

30点は、29点から真北152度27分38秒4.75メートルの地点

31点は、30点から真北62度27分38秒68.20メートルの地点

32点は、31点から真北332度27分38秒0.50メートルの地点

33点は、32点から真北62度27分38秒1.20メートルの地点

34点は、33点から真北152度27分38秒0.50メートルの地点

35点は、34点から真北62度27分38秒9 44メートルの地点
 36点は、35点から真北332度27分39秒1 70メートルの地点
 37点は、36点から真北62度27分39秒2 07メートルの地点

ウ 面積

410.90平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

愛媛県越智郡上島町弓削佐島608番3から2808番までの地
 先公有水面及び陸域

イ 区域

次のア点からト点までを順次直線で結んだ線及びト点とア
 点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点（越智郡上島町弓削佐島608番3地先の防波堤に設置
 された金属錐）は、北緯34度15分07秒、東経133度11分07秒
 の地点

ア点は、基点から真北195度33分28秒27 08メートルの地点
 イ点は、ア点から真北332度27分38秒69 58メートルの地点
 ウ点は、イ点から真北62度27分38秒215 00メートルの地点
 エ点は、ウ点から真北152度27分38秒31 92メートルの地点
 オ点は、エ点から真北163度00分42秒34 61メートルの地点
 カ点は、オ点から真北150度25分36秒9 28メートルの地点

キ点は、カ点から真北242度27分38秒8 60メートルの地点
 ク点は、キ点から真北259度11分41秒8 76メートルの地点
 ケ点は、ク点から真北243度52分04秒7 61メートルの地点
 コ点は、ケ点から真北246度37分05秒14 80メートルの地点
 サ点は、コ点から真北242度23分00秒44 98メートルの地点
 シ点は、サ点から真北152度20分37秒0 63メートルの地点
 ス点は、シ点から真北242度20分32秒1 60メートルの地点
 セ点は、ス点から真北239度57分18秒18 68メートルの地点
 ソ点は、セ点から真北242度33分41秒28 79メートルの地点
 タ点は、ソ点から真北245度15分53秒11 39メートルの地点
 チ点は、タ点から真北243度52分28秒20 36メートルの地点
 ツ点は、チ点から真北242度31分55秒16 48メートルの地点
 テ点は、ツ点から真北262度54分43秒2 97メートルの地点
 ト点は、テ点から真北246度07分10秒9 64メートルの地点

ウ 面積

15,354.25平方メートル

3 埋立地の用途

道路用地

4 埋立免許年月日

平成27年 8月11日

○愛媛県告示第1054号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

平成27年 8月21日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社アコンプリシー	ショートステイ 笑歩会 松前	愛媛県伊予郡松前町筒井317番地2	平成27年7月16日	短期入所生活介護

○愛媛県告示第1055号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成27年 8月21日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

指定介護予防サービス事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社アコンプリシー	ショートステイ 笑歩会 松前	愛媛県伊予郡松前町筒井317番地2	平成27年7月16日	介護予防短期入所生活介護

○愛媛県告示第1056号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年 8月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	松山川内線	松山市松末一丁目71番6から 同市松末一丁目62番9まで	平成27年 8月21日

○愛媛県告示第1057号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年 8月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	松山川内線	松山市福音寺町260番8から 同町67番7まで	平成27年 8月21日

○愛媛県告示第1058号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成27年 8月21日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
27中局建（開）第19号 平成27年 7月31日	伊予郡松前町大字西古泉字寿498 - 1	松山市北土居二丁目17番11号 株式会社 カイエイ 代表取締役 砂 川 寛 志

○愛媛県告示第1059号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成27年 8月21日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
27中局建（開）第20号 平成27年 8月11日	伊予郡松前町大字大間字石ノ戸25番5	伊予郡松前町大字大間25番地3 久 保 貴 之 久 保 ひ ろ み

○愛媛県告示第1060号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

平成27年 8月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉 サービスの種類	指定障害福祉サービス事業所		指 定 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3813910092	NPO法人 ひだまり 工房	北宇和郡鬼北町大字近 永1027番地	高 木 真 弓	生活介護	しょうぶ	北宇和郡鬼北町大字近 永1452番地1	平成27年 7月29日
3813910092	NPO法人 ひだまり 工房	北宇和郡鬼北町大字近 永1027番地	高 木 真 弓	自立訓練（生 活訓練）	みらい	北宇和郡鬼北町大字近 永1452番地1	平成27年 7月29日

○愛媛県告示第1061号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成27年 8月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可番号	許 可 年 月 日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取消しの原因 となった事実
(般 - 22)第7291号	平成22年 9月4日	(株)愛電	吉見 正廣	大洲市野佐来1095 - 1	平成27年 7月1日	建築工事業 大工工事業 屋根工事業	建設業の廃止 (一部)

○愛媛県告示第1062号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年 8月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	西谷吉田線	宇和島市吉田町立間字八反代1番耕地1441番1から 同字1番耕地1421番1まで	旧	メートル 3.6～4.1	キロメートル 0.028	
			新	3.8～8.0	0.028	

○愛媛県告示第1063号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年 8月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	長浜保内線	大洲市豊茂丙101番35	旧	メートル 3.8～5.2	キロメートル 0.140	
			新	5.2～16.0	0.140	

○愛媛県告示第1064号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年 8月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	長浜保内線	大洲市豊茂丙101番35	平成27年 8月21日